

委託研究に關する二、三の問題

兼 重 寛 九 郎

生産研究は、今月號に生産技術研究所の受託研究のうち、公表可能なもので、かつ或る程度結果がまとまつたものを集録することにしたのだそうである。

大學の基礎的研究をできるだけ早く實用化、工業化し、また現場における技術上の諸困難を解決するために、科學的な綜合研究を行うことを建前とする東大生産技術研究所は部外からの委託研究を引受けているが、委託研究制度に伴う二三の問題點を擧げて、これに對する私の考えを簡単に述べたいと思う。

その1は、委託の申込があればどんなことでも引受けるかということである。生産技術研究所は、大學附置研究所の中では最も人員が多く、工学のほとんど總ての分野にわたる専門の研究者を持つてはいるが、細かく分ければ、やはり研究者の不足しているところがある。従つて工学關係のものならば、大抵引受けられそうではあるが、眞に適任者がいない場合は引受けないようにしている。研究であるから、成功しない場合もあるが、引受けるときには一應見通しのつけられるものということになる。また委託された研究が、その擔當者の負擔になるばかりで、その人の専門の研究上に何等益するところがないというようなものもあまり適當とはいえない。しかし、今までの經驗によると、多くの委託研究は、直接間接その擔當者を益することが非常に多い。従つて、委託研究が成果を結ぶということは、たゞに委託者の利益であるばかりでなく、これを引受けた研究者も得るところが多いのである。

第2は、秘密保持と公表の問題である。民間會社からの委託研究の中には、その成果はもちろん、研究課題が何であるかを、競争會社に知られても、非常な不利を招くものがある。こんな關係から、本當に大事な問題は委託しないだろうという見方もある。そのような問題については、秘密を守るということが、徳義上必要であるが、研究の結果を何時までも秘密にして、その委託者だけの利益を守るということは、研究所が公の施設であることから考へて、無制限にはできない。一方このような問題を見付け、多額の研究費を出して、苦心の結果成功をかち得た委託者が、何にもしない者と同じにしか扱われたいというのでは、これも不公平な取扱であることは明らかである。従つて適當期間だけ、研究結果の公表を猶豫するという方法で、その調整をはかることにしている。その期間等については意見の分れることがあり得るのであるが、これまでの經驗はあまり無理なく進んでいる。

第3の問題は、特許權の歸屬である。これは、第2の問題以上に、解決の困難なもので、委託研究の盛んな米國においても解決していないように聞いている。すなわち、委託研究によつてできた發明特許の權利は、委託者が持つか、國が持つか、發明者が持つかという問題である。現在のところ、われわれの研究所では、特許法から見て、國が持つことに定められているもの以外は、發明者が持つべきであるという建前をとり、委託者には實施權を優先的に與えることによつて、その利益を保護するという方式を採用している。これは非常に難しい問題で、日本學術會議をはじめ政府部内でも研究されているが、發明を獎勵し、その實施を盛んにするためには、現在のところ、この方式がよいと考えているのである。(27. 4. 15)

第 4 卷

6 月 號 目 次

第 6 號

論 說

委託研究に關する二三の問題……兼 重 寛 九 郎… 1

研 究

セメントおよび薬液注入を利用した
ダムの假縮切 ——五十里ダムにおける施工例——
丸 安 隆 和… 2

不良住宅地區の實
態とその判定方法……………渡 邊 要… 7
齋 藤 竹 生

流體トルクコンバーターを使用した
自動車の性能……………平 尾 收…12

多重化した抵抗線歪計
—進水時船體應力の同時測定について—
高木昇・尾上守夫・増田聖…16
安藤良夫・飯田國廣

耐酸珪素地含濕量測定裝置……………星 合 正 治…22
齋 藤 村 成 文

多孔質カーボンの透過率と孔径分布……………福 田 義 民…26
河 添 邦 太 朗

調 査

溶成礬肥の電気傳導度の測定……………松 下 幸 雄…30
森 一 美

技 術 メ モ

魚肉の音速測定法……………高 木 昇 登…33
丹 羽 市 太郎
佐 下 橋

海外研究情報—6—……………福 田 武 雄…34

生研ニュース……………15, 21, 36